

## 2. 契約の成立

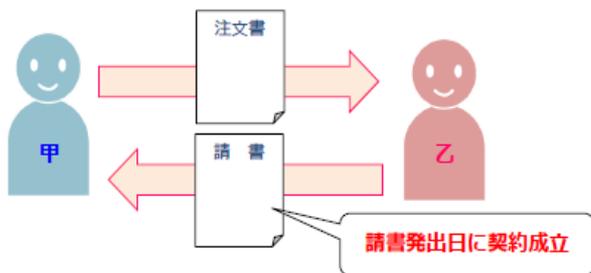
### 1) 契約の成立日

契約の成立日は、契約書などの公文書などに代表者が署名※1又は捺印※2をした日。(但し、契約書などに契約の発効日について規定があればその日。)



### 2) 注文書・請書による契約締結

- 注文書の効力・・・注文書が相手方に到達したときに生じる。
- 請書の効力・・・請書を発出したときに生じる。



### 強行法規の口頭発注は要注意！

下請法や建設業法などでは口頭発注が禁止されており、書面での合意が必要。

#### ※1 署名

自ら名前を書き記すことが署名に対し、ゴム印・印刷などで氏名を記すことを記名という。

#### ※2 捺印

印判を押すことをいう。

## 3. 契約自由の原則

民法では、公序良俗（公の秩序・善良の風俗）等に反しない限り、だれを相手に、どのような内容の契約を、どのような方式で行おうと自由であるとしている。

### 契約自由の原則

- 契約締結の自由 ⇒契約を締結するかどうかは自由
- 相手方選択の自由 ⇒誰と契約するかは自由
- 契約内容決定の自由 ⇒どのような内容（条件）で契約するかは自由
- 契約方式の自由 ⇒口頭・書面いずれにするかは自由



### 民法の基本原則

#### 1. 権利能力平等の原則

国籍・階級・職業・性別などにかかわらず、すべての人は等しく権利義務の帰属主体となる資格（権利能力）を有するという原則。

#### 2. 所有権絶対の原則

所有権はその所有者以外の人間による拘束を受けないという原則。

民法206条において、「所有者は法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」と規定している。

#### 3. 私的自治の原則

法律関係を作るのも作らないのも全ては個人の意思に基づくという原則。民法91条の中で、国家や社会などの一般的な秩序を守るための規定いわゆる強行規定に反しない限り、私法（任意規定）において、当事者の意思が優先されることが保障されている。この原則から「契約自由の原則」※1と「過失責任の原則」※2が派生する。

#### ※1 契約自由の原則

私的な法律関係について、個人の自由意思に基づいてのみ決定することができることから、誰とどのような内容の契約を締結するかは、個人の自由意思に委ねられる。このことは、契約は自由意思に基づかなければならないということでもある。

#### ※2 過失責任の原則

個人の自由意思を最大限に尊重し、自由な行動を保障するのであれば、その自由意思に基づいた行為についてのみ責任を負うことになる。その結果、他人に損害を与えたときでも、故意または過失がなければ責任を負わないという原則が導かれる。